

2 医安第 7 6 4 号
令和 2 年 1 0 月 2 0 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

「県民・事業者の皆様へのお願い」について（通知）

本県では、9月18日（金）に「厳重警戒」から「警戒領域」に移行した上で、県民及び事業者の皆様へ、感染防止対策の徹底や不要不急の行動自粛・行動変容などをお願いする「県民・事業者の皆様へのお願い」をお示しし、新型コロナウイルス感染症の感染予防をお願いしてきたところです。

その後、10月に入ってからは1日の新規陽性者数の平均が10人台と、感染状況は落ち着いていると考えられることから、引き続き「警戒領域」とした上で、現下の情勢を踏まえ、あらためて添付のとおり、県民・事業者の皆様に対するお願いを発出いたしました。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に御理解のうえ、御協力をよろしくお願い申し上げます。

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (タ`ヤルイン)

052-954-6305 (タ`ヤルイン)

052-954-6344 (タ`ヤルイン)

052-954-6304 (タ`ヤルイン)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp

県民・事業者の皆様へのお願い

10月13日(火)

県内の感染状況は、9月18日から「警戒領域」に移行しておりますが、感染症のリスクは依然として社会生活の場が続いております。

県民・事業者の皆様には、引き続き、社会経済活動とのバランスをとりながら、以下の感染防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

① 感染防止対策の徹底

- 全ての施設で、業種別の感染拡大予防ガイドラインや県の感染防止対策リストを遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。
- 事業者は、「安全・安心宣言施設」ステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けて下さい。
- 利用者は、ステッカー掲示施設など安全な施設を利用し、感染防止対策の徹底に協力をお願いします。

② 高齢者等への拡大防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦に配慮し、これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避けて下さい。
- 特に、高齢者の方が多く利用する施設等では、高齢者を守る8つのポイントを遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。

③ 「新たな日常」に対応した行動の変容

- 「感染しない、感染させない」を徹底して下さい。
- 日頃から、3つの密が発生する場所を徹底して避けるとともに、マスクの着用、手洗い、消毒、換気など、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 飲食店での会食、カラオケやイベント、スポーツ観戦などでは、大声を出す行動を控えてください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげて下さい。